

証券コード 8044
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区築地五丁目2番1号
大都魚類株式会社
取締役社長 青木信之

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

本年4月の熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後4時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京（2階） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daitogyorui.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭に置いた利益配分を行っていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当社の経営環境は依然として厳しい状況ではありますが、株主の皆様に対する配当額の安定性・継続性重視の観点から、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は94,463,541円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は取締役の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実の観点から、「監査役会設置会社」から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設および監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。なお、監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- (2) 改正後の会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行います。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう規定を新設するものです。
- (4) 東京都中央卸売市場築地市場が豊洲へ移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものがあります。本変更の効力は、平成29年に開催される第71期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。なお、この附則につきましては、本店移転の効力発生日後はこれを削除するものといたします。

(5) その他上記の各号に伴い所定の変更を行うものです。

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都中央区に置く</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 <条文省略></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都江東区に置く</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(WEB開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 <現行どおり></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、20名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条① 取締役の選任決議は、株主総会の決議によって議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② <条文省略></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条① <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>選任決議は、株主総会の決議によって議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② <現行どおり></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条① <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条① 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② <u>取締役会の決議によって、会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条① <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第22条 <条文省略></p>	<p>第23条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第24条 <条文省略></p>	<p>第26条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役はこれに記名捺印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役はこれに記名捺印する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条① 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額の範囲内とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><新設></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して</u>、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条① 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により</u>、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、<u>取締役(業務執行取締役であるものを除く)</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額の範囲内とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第30条① 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第28条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第30条 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第31条① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>③ <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって決する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した<u>監査役</u>はこれに記名捺印する。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が</u>出席し、出席した<u>監査等委員の過半数</u>をもって決する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した<u>監査等委員</u>はこれに記名捺印する。</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第38条① <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額の範囲内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第43条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 <現行どおり></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条～第40条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第3条の変更は、平成29年に開催される第71期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
①	あおき のぶ 信之 青木 信之 (昭和26年5月17日)	昭和49年4月 大洋漁業株式会社入社 平成12年4月 マルハ株式会社食品管理部長 平成15年6月 同社取締役 平成17年4月 同社常務取締役 平成17年4月 株式会社マルハグループ本社常務執行役員 平成17年6月 同社取締役 平成18年4月 同社常務取締役 平成23年4月 株式会社マルハニチロホールディングス専務取締役 平成24年4月 当社顧問 平成24年6月 当社取締役社長（現任）	10,000株
②	しみず ひさし 清水 久 (昭和31年3月22日)	昭和55年4月 大洋漁業株式会社入社 平成20年4月 株式会社マルハニチロ水産水産第四部長 平成22年4月 当社執行役員特種部長 平成23年5月 大都サービス株式会社取締役社長（現任） 平成23年6月 当社取締役特種部長 平成25年4月 当社常務取締役 平成25年6月 当社営業部門（鮮魚特種部、マグロ部、冷凍第一部、冷凍第二部、海外室）担当（現任） 平成27年4月 当社営業部門（日配塩干部、営業開発部）担当（現任） 平成27年6月 当社専務取締役（現任）	5,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
③	みやざわ えいぞう 宮澤 栄三 (昭和31年3月6日)	昭和55年4月 大洋漁業株式会社入社 平成2年11月 ウェストワードシーフーズ株式会社(海外出向) 平成17年4月 マルハ株式会社財務部長 平成18年4月 株式会社マルハグループ本社財務グループ長 平成19年10月 株式会社マルハニチロホールディングス財務グループ長 平成20年4月 同社経営管理部長 平成23年4月 同社経営企画部部長役 平成24年4月 当社執行役員経理部長 平成25年4月 当社執行役員総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長 平成26年4月 当社新市場移転準備室長 平成27年6月 当社常務取締役 管理部門(監査・品質管理室、総務部、計算部、情報システム室、事務センター、新市場移転準備室)担当(現任)	5,000株
④	なまり やま しげ ひさ 鉛山 茂久 (昭和32年4月1日)	昭和55年4月 当社入社 平成18年4月 当社鮮魚部副部長 平成20年4月 当社鮮魚部長 平成22年4月 当社執行役員鮮魚部長 平成25年4月 当社執行役員鮮魚特種部長 平成25年6月 当社取締役鮮魚特種部長(現任) 平成27年4月 当社営業部門(大田支社)担当(現任)	5,000株
⑤	き たに まさ ひろ 木谷 昌宏 (昭和31年1月2日)	昭和55年4月 大洋漁業株式会社入社 平成20年4月 株式会社マルハニチロ水産増養殖事業部副部長 平成23年4月 同社増養殖事業部部長役 平成24年6月 当社顧問 平成24年6月 当社社外監査役 平成26年6月 当社取締役計算部長(現任)	5,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
⑥	宮田昭彦 (昭和34年9月22日)	昭和57年4月 当社入社 平成16年4月 当社冷凍部長代理 平成18年4月 当社冷凍第一部長 平成22年4月 当社執行役員冷凍第一部長 平成24年4月 当社執行役員冷凍第二部長 平成26年6月 当社取締役冷凍第二部長(現任) 平成27年4月 当社営業部門(成田支社)担当(現任)	5,000株
⑦	町田康司 (昭和30年1月10日)	昭和49年4月 当社入社 平成22年4月 当社日配部長 平成25年4月 当社執行役員日配塩干部長 平成27年6月 当社取締役日配塩干部長 当社営業部門(千住支社)担当(現任)	27,000株
⑧	※ 網野裕美 (昭和31年1月28日)	昭和54年4月 大洋漁業株式会社入社 平成15年4月 マルハ株式会社水産第三部長 平成18年6月 同社執行役員 平成19年4月 株式会社マルハグループ本社執行役員 平成20年4月 株式会社マルハニチロ水産取締役管理部長 平成21年6月 神港魚類株式会社代表取締役社長(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成28年3月31日現在の株式数を記載しております。
4. 網野裕美氏は現在、神港魚類株式会社の代表取締役社長であります。平成28年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時を持って退任する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、**第2号議案**「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、**第2号議案**「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
①	※ 羽佐田幸夫 (昭和29年2月5日)	昭和52年4月 大洋漁業株式会社入社 平成21年4月 株式会社マルハニチロ水産管理部 部長役 平成25年6月 大洋エーアンドエフ株式会社 常勤監査役(現任)	0株
②	※ 河村雅博 (昭和24年8月19日)	昭和52年6月 税理士登録 昭和54年3月 公認会計士登録 昭和54年8月 河村会計事務所所入所(現任) 平成11年6月 大東通商株式会社監査役(現任) 平成22年6月 日本光電工業株式会社監査役 (現任)	0株
③	※ 伊藤倫章 (昭和35年5月10日)	昭和59年4月 大洋漁業株式会社入社 平成26年4月 マルハニチロ株式会社水産管理部 部長役 平成28年4月 マルハニチロ株式会社企画開発部 部長役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 羽佐田幸夫氏と河村雅博氏は、社外取締役の候補者であります。
 (1) 羽佐田幸夫氏は、大洋エーアンドエフ株式会社常勤監査役の職にあり、業務監査、会計監査双方においてより精度の高い監査を期待し、社外取締役の候補者となりました。
 (2) 河村雅博氏は、公認会計士として、企業経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
 4. 羽佐田幸夫氏と河村雅博氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 羽佐田幸夫氏は現在、大洋エーアンドエフ株式会社の常勤監査役であります。平成28年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時を持って退任する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
綾 克 己 (昭和32年3月6日)	平成元年4月 弁護士登録 平成6年4月 ときわ総合法律事務所パートナー 平成16年1月 大江橋法律事務所パートナー 平成19年10月 ときわ法律事務所設立パートナー (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 綾克己氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 綾克己氏については、弁護士としての高度な専門知識およびコンプライアンスに関する高い見識を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の監査等委員である取締役候補者としたしました。なお、同氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、上記のとおり弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、平成元年6月29日開催の第43回定時株主総会において、役員賞与を含む報酬等の額を月額20,000千円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて監査等委員以外の取締役の賞与を含む報酬額を定めることとし、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額と同様に、役員賞与を含む報酬等の額を月額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと8名となります。なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を月額4,000千円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

会場ご案内略図

東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京（2階）
電話 03(5560)2521



- 都営地下鉄
大江戸線 勝どき駅A3出口より徒歩15分
- 都バス
東京駅丸の内南口→晴海埠頭行
「ホテルマリナーズコート東京前」で下車徒歩1分
数寄屋橋（有楽町マリオン前）→晴海埠頭行
「ホテルマリナーズコート東京前」で下車徒歩1分